

第 編 直接国税編

5 相 続 税

統計表を見る方のために

5 相 続 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成 15 年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（ただし、同一被相続人から財産を取得した者全員に納付すべき税額がない場合は除く。）について、平成 16 年 10 月 31 日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成 14 年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績を調査している。

2 用語の説明

- (1) 相続時精算課税適用財産価額.....相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦年課税分贈与財産価額.....相続又は遺贈により財産を取得した者に相続開始前 3 年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2 割加算額.....相続又は遺贈により財産を取得した者の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その者の相続税額に加算されるその相続税額の 20% に相当する金額をいう。
- (4) 税額控除
- イ 暦年課税分贈与税額控除.....暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
- ロ 配偶者の税額軽減.....課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額（1 億 6,000 万円未満の場合は 1 億 6,000 万円）と配偶者の実際の取得価額のいずれか少ない方の金額に係る相続税額が配偶者の算出相続税額から控除される。
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装又は隠べいされていた財産は含まれない。
- ハ 未成年者控除.....相続又は遺贈により財産を取得した者が「満 20 歳未満の法定相続人」である場合に、その者が満 20 歳になるまでの年数 1 年につき 6 万円の割で計算した金額がその相続税額から控除される。
- ニ 障害者控除.....相続又は遺贈により財産を取得した者が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が 70 歳になるまでの年数 1 年につき 6 万円（特別障害者の場合には 12 万円）の割で計算した金額が相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除.....被相続人が、その死亡前 10 年以内に相続により財産を取得しかつ相続税を納付している場合には、前の相続から次の相続までの期間を 10 年から差し引いた年数に、前回の相続税額の 10 分の 1 相当額を乗じて得た額が今回の相続税額から控除される。
- ヘ 外国税額控除.....相続財産が本法の施行地外にあることによって、外国の法令により相続税に相当する税が課税されていた場合には、その税額相当額が控除される。
- (5) 相続時精算課税分贈与税額控除.....相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
- (6) 納税猶予額.....相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額について、原則として当該相続人の死亡の日又は相続税の申告期限から 20 年を経過する日のいずれか早い日まで納付を猶予される。
- (7) 遺産に係る基礎控除額.....5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)

3 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目							調査方法
		相続人等の数	法定相続人の数	被相続人の数	課税価格	相続税額	税額控除額	納付税額等	
5 - 1 課税状況									全数調査
(1) 課税状況	本年分								
(2) 課税状況の累年比較	"								
(3) 申告及び処理の状況	本・過年分別								
(4) 加算税の状況	"								
(5) 税務署別課税状況	本年分								
5 - 2 相続財産価格階級別状況									全数調査
(1) 人員、課税価格及び税額	課税価格階級別								
(2) 法定相続人員別の被相続人数	"								
5 - 3 相続財産種類別状況									全数調査
被相続人の数及び取得財産価額	財産等の種類別								